

様式 43 の 6

経口摂取回復促進加算 2 の施設基準に係る届出書添付書類

1 実績期間（実績期間 年 月～ 年 月）		
2 常勤の言語聴覚士の人数		専従 名 非専従 名
3 経口摂取回復率		
①	6 月前から 3 月前までの過去 3 月間（1. の実績期間）に摂食機能療法を開始した入院患者（転院、退院した者を含む）で、摂食機能療法の開始時に胃瘻を有し、胃瘻の造設後摂食機能療法開始までの間又は摂食機能療法開始前 1 月以上の間経口摂取を行っていない者（ただし、②から⑤までに該当する患者を除く）	人
②	摂食機能療法を開始した日から起算して 3 月以内に死亡した患者（栄養方法が経口摂取のみの状態に回復した患者を除く）	人
③	消化器疾患等の患者であって、減圧ドレナージ目的で胃瘻造設を行った患者	人
④	炎症性腸疾患の患者であって、成分栄養剤の経路として胃瘻造設が必要であった患者	人
⑤	食道、胃噴門部の狭窄、食道穿孔等の食道や胃噴門部の疾患によって胃瘻造設が必要であった患者	人
⑥	摂食機能療法を開始した日から起算して 3 月以内に栄養方法が経口摂取のみである状態へ回復した患者（但し、②から⑤までに該当する患者を除く）	人
⑥ / ① = 割		

[記載上の注意]

- 「2」に記載した言語聴覚士については、その氏名及び勤務の態様について、別添 2 の様式 44 の 2 に記載し、添付すること。
- ②及び⑥の栄養方法が経口摂取のみである状態とは、内服薬又は水分を不定期に経口摂取以外の方法で摂取する状態を含む。